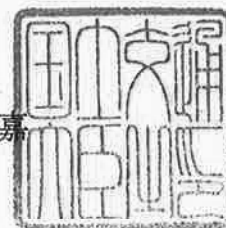


国海員第 221 号
令和2年10月15日

交通政策審議会

会長 古賀 信行 殿

国土交通大臣
赤羽 一



交通政策審議会への諮問について

船員職業安定法（昭和23年法律第130号）第55条第5項の規定に基づき、
下記事項について諮問する。

記

諮問第 367 号

船員派遣事業の許可について

諮問理由

別紙に掲げる者に対する船員派遣事業の許可を行うにあたり、船員職業安定法
第55条第5項の規定に基づき、交通政策審議会の意見を聴く必要があるため。

船員派遣事業許可申請事業者一覧

事業者名	住 所
ジャパンマリンサービス 株式会社	東京都中央区日本橋本町三丁目1番6号